

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十八年六月四日
第千四百三十九號 金曜日

縣令

◆鳥取縣令第三十七號

鳥取縣薬工品検査規則左ノ通定ム

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 士 肥 米 之 鳥取縣薬工品検査規則

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ薬工品ト稱スルハ繩、薺及叭（故ヲ除

ク以下同ジ）ヲ謂フ

- 縣令
- 鳥取縣薬工品検査規則 一頁
- 同 手數料規則 一頁
- 告示
- 保險醫指定 八頁
- 耕地整理組合長選任認可 八頁
- 阿片指定販賣人死亡 八頁
- 產婆登錄名簿取消者 八頁
- 同 名簿登錄者 八頁
- 同 登錄名簿訂正並取消者 一頁
- 兼 報
- 都市女子青年農村勤勞奉仕 二〇頁
- 六月の常會徹底事項 三頁
- 同 大詔奉戴日實施方策 三頁
- 其の他

濟、贈與、擔保又ハ寄託等ノ爲本縣内ニ於テ授受スルヲ
謂ヒ移出ト稱スルハ本縣外ニ搬出スルヲ謂フ

第三條 本縣内ニ於テ生産セラレタル薬工品ハ本則ニ依リ
検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ受渡又ハ移出スルコト

トヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ
限ニ在ラズ

一 第八條ノ規定ニ依ル別表ノ一結束ニ満タザル端量ノ
モノ

二 加工ノ爲寄託セラルモノ

三 學術研究又ハ試験ノ用ニ供セラルモノ

四 博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品セラルモノ

五 微發又ハ強制執行ノ目的物トナリタルモノ及國有ニ
屬スルモノ

六 特別ノ事由ニ依リ検査ヲ免除セラレタルモノ

前項第三號若ハ第四號ノ薬工品ヲ移出シ又ハ同第六號ノ
薬工品ヲ受渡若ハ移出セントスル者ハ薬工品ニ様式第一

號ニ依ル荷札ヲ附シ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所
ニ届出テ様式第二號ニ依ル検査免除印ノ押捺ヲ受クベシ

第四條 本縣内ニ於テ生産セラレタル薬工品ニシテ前條ノ
規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザルモノシテ検査

前項ノ許可ヲ受ケタル薬工品ニシテ前條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ所

ニ届出テ様式第二號ニ依ル検査免除印ノ押捺ヲ受クベシ

第五條 本縣外ヨリ移入セラレタル薬工品ト雖モ本縣外ニ
於テ生産セラレタルコトヲ確認シ難キモノハ之ヲ本縣内
ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第六條 第三條第六號ノ規定ニ依ル検査ノ免除ヲ受ケント
スル者ハ其ノ事由、種類、數量、用途及仕向先ヲ具シタ
ル書面ヲ以テ食糧検査所長(以下所長ト稱ス)ニ申請ス
ベシ

第七條 薬工品ノ検査等級ハ別表中ノ規格標準ニ掲グル等
級トス

前項ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 検査ヲ受クル薬工品ハ別表ノ規格標準、結束及梱
包方法ニ依ルベシ

梱包ハ同種同等級品ニ非ザレバ之ヲ一梱ト爲スコトヲ得
ズ

第九條 特別ノ事由ニ依リ前條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ所

長ノ許可ヲ受ケ特別ノ製作、結束又ハ梱包ヲト爲スコ
トス

第十條 検査ヲ受ケタル薬工品ニハ其ノ結束ノ緊括繩ニ様式

第三號ニ依ル要箋ヲ結附クベシ

第十一條 検査ヲ受ケタル者ハ薬工品検査手數料規則

ニ依リ検査手數料ヲ納付スペシ

第十二條 本則ニ依ル検査施行ノ爲必要ナル薬工品ノ積替
運搬、計量、解裝又ハ改裝ニ要スル勞力及費用ハ検査申
請者ノ負擔トス

第十三條 本則ノ適用ニ因リ生ジタル損害ニ付テハ縣ハ賠
償ノ責ニ任ゼズ

第二章 檢査

第十四條 検査ハ第八條ニ定ムル規格並ニ品質及乾度ニ付

之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ繩ニ在リテハ一結束、蓮及叭ニ
在リテハ一枚毎ニ検査等級ヲ決定ス但シ第九條ノ規定ニ
在リテハ一枚毎ニ検査等級ヲ決定ス但シ第九條ノ規定ニ

依リ製作ニ付許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ検査等級ヲ

第十五條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自

己ノ利害ニ直接關係アル薬工品ソ検査ハ之ヲ行フコトヲ

得ズ

前項ノ検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定
ムル様式第二號ニ依ル證票ヲ携帶スペシ

第十六條 検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ但シ所長ニ於
テ必要アリト認ムルトキハ關係者ノ希望ヲ斟酌シ検査場
所ヲ指定スルコトアルベシ

第十七條 検査ヲ受ケタル者ハ様式第四號ノ検査申請書
ヲ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ提出スペシ

吏員ノ指示ニ從フベシ

前項ノ指示ニ從ハザルトキハ其ノ検査ヲ中止スルコトア
ルベシ

00002

ルモノ又ハ第八條、第九條若ハ第十條ノ規定ニ適合セザルモノアルトキハ其ノ藁工品ノ検査ハ之ヲ中止ス

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ十日以内ニ不備ノ點ヲ正シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ藁工品ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ効力ヲ失フモノトス

第二十條 検査等級決定シタルトキハ繩ニ在リテハ一結束毎ニ緊括繩ニ様式第五號ニ依ル検査封緘紙ヲ施シ其ノ封目ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺シ延及呴ニ在リテハ一枚毎ニ

様式第六號ニ依ル検査等級證印(延及呴用)ヲ織出シ一尺ノ箇所ニ押捺シタル上票箋ニ様式第六號ニ依ル検査等級證印(票箋用)、様式第七號ニ依ル検査證印及検査吏員ノ認印ヲ押捺ス

第九條ノ規定ニ依リ製作ニ付許可ヲ受ケタル藁工品ニ在リテハ票箋ニ様式第七號ニ依ル検査濟證印、様式第八號ニ依ル許可證印及検査吏員ノ認印ヲ押捺ス

第二十三條又ハ二十四條ノ規定ニ依リ検査ヲ行ヒタル藁工品ニハ其ノ票箋ノ裏面ニ様式第七號ニ依ル検査濟證印ヲ押捺ス

00003

工品ニ付検査ヲ行フコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル検査ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十五條 検査済ノ藁工品ノ結束若ハ梶包ヲ解装シタルトキハ直ニ其ノ検査封緘紙及票箋ヲ破棄スベシ

第二十六條 検査済ノ藁工品ヲ降雨雪中ニ運搬シ又ハ濕氣ヲ吸收シ易キ場所ニ置クトキハ防濕ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ

第二十七條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ第三條ノ規定ニ違反シ受渡又ハ移出セントスル藁工品ヲ運送シ又ハ運送取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十八條 検査吏員又ハ警察官吏ハ本則ニ違反ノ事實アリト認ムルトキハ運搬停止若ハ保管又ハ關係資料ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四章 罰 則

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰

印ヲ押捺ス

第二十一條 本則ノ規定ニ依リ附シタル印章又ハ記號ノ抹消ハ様式第九號ニ依ル消印ニ依リ之ヲ行フ

第二十二條 検査申請者ニシテ検査等級ノ決定ニ對シ異議アル者ハ其ノ検査ノ終了シタル日ヨリ起算シ十日以内ニ其ノ異議ノ事由、検査等級別數量、所在地、前検査年月日及受檢希望日時ヲ記載シタル書面ヲ以テ所長ニ検査ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第三章 取 締

第二十三條 検査済ノ藁工品ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ受渡又ハ移出スルコトヲ得ズ

一 結束若ハ梶包ヲ毀損シ又ハ改裝シタルモノ

二 検査等級證印ノ不明瞭トナリタルモノ又ハ検査封緘紙若ハ票箋ヲ毀損シ又ハ亡失シタルモノ

三 變質、毀損又ハ汚染シ若ハ過度ノ濕氣ヲ含ミタルモノ

第二十四條 検査吏員必要アリト認ムルトキハ、検査濟ノ藁

第三十一條 本則ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スペキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキ
ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ業務ニ關シ成年者ト
同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前鳥取縣藁工品組合ノ検査ヲ受ケタル藁工品ハ之
ヲ本令ニ依リ検査ヲ受ケタルモノト看做ス

様式第一號、荷札

屆出人	縣	市郡	村町
數量	昭和 年 月 日	受取人	數量
		姓名	昭和 年 月 日

受檢者	縣	市郡	村町
數量	昭和 年 月 日	品名	備考
			一 用紙ハ強韌ナルモノヲ用フルコト
			二 「種別」ハ藁工品ノ種類ニ依リ「繩」、「筵」
			又ハ「吠」ト記載シ「品名」ハ別表ノ規格標準 ニ依リ記載シ數量ハ玉繩ニ在リテハ「延大玉」

(免)

又ハ「吠」ト記載シ「數量」ハ繩ニ在リテハ重
量ヲ筵及吠ニ在リテハ枚數ヲ記載スルコト

樣式第二號 檢查免除印 徑一寸 肉色紫

檢査收證票

00005

00004

樣式第四號

昭和 年 月 日
検査申請書

鳥取縣食糧検査所長殿

左記ノ通検査相受度検査手數料納收證票貼付此段申請候也

種別	品名	數量
圓錢		
希望月日		貫枚

名印

欄付貼

備考 「種別」、「品名」及「數量」ハ第三號ノ備考ノ一二ニ準ジ記載スルコト

様式第五號

検査封緘紙 長五寸 幅一寸 刷色青長三寸

特等

鳥取縣

一等

鳥取縣

中央二幅五分ノ縦
線一本

一等

鳥取縣

00007

二等

鳥取縣

兩側二幅二分五厘
ノ縦線二本

三等

鳥取縣

兩側及中央二幅一
分三厘ノ縦線三本

樣式第六號

檢查等級證印

票箋用

徑八分

肉色紫

(特上)

(特等)

(壹等)

(貳等)

(三等)

(參等)

蓮及叭用

肉色黑

特上 上 徑二寸 特等 () 徑二寸 一等 (●) 徑三寸 二等 (●) 縱三寸 橫一寸八分
 三等 △ 各邊三寸五分

00008

樣式第七號 檢查濟證印 徑七分二厘六毛中央ノ平行線ノ間隔一分六厘五毛肉幅三厘三毛肉色赤



樣式第八號 消 許 可 證 印 徑三分八分 肉色紫
 票箋用 長三寸六分 幅五分 肉色黑

蓮及叭用 徑三寸 分八分 肉色紫

(X) (消) (許)

00009

別表

藁工品規格標準

結束及捆包方法左ノ如シ

一規格標準

五分	四分	三分五厘	三分	二分五厘	二分	品名	等級
三堅荷子造繩繩繩	三堅荷子造繩繩繩	三堅荷子造繩繩繩	堅荷造繩繩	堅荷造繩繩	堅荷造繩繩	堅荷造繩繩	特一二、三
同	同	同	同	同	同	同	直徑
五〇	四〇	三五	三〇	二五	二〇	一五厘	尺間撓數
二二一七二二	二二一八五六	二二一八八七	三一〇八	三二〇	三二六三	二七	大玉貫建
五五五	五五五	五五五	五五	五五	五五	一貫	中玉貫建
三三三	三三三	三三三	三三	三三	三三	二貫	小玉貫建
一一一	一一二	一一二	一二	一二	一二	一貫	佛考

00010

二 結束及梱包方法

結束ハ、三分繩マデハ友繩、三分五厘繩以上ハ友繩又ハ三分以上ノ繩ヲ以テ中央穴ヲ通シ二廻リヅツ四箇所緊括シ、更ニ横一ヶ所二本繩緊括スルコト

梱包ハ三玉ヲ横重不充分壓搾シ三分以上ノ繩ヲ以テ中央穴ヲ通シ二廻リヅツ四箇所緊括シ、更ニ横一ヶ所二本繩ニテ各縱繩ニ引掛ルコト

機械壓縮ノモノニアリテハ中央穴ヲ通サザルコトヲ得

東 繩

一 規 格 標 準

品名	等級	直徑	尺間撫數	長卷桿サノ	一把數ノ	一束數ノ	一束ノ長サ	備考
一分五厘	一、二、三	一五厘	三八三	二尺五寸	四〇	一〇	二、〇〇〇尺以上	
二分	同	二〇	三六二	同	同	一〇	同	
三分	同	三六〇	同	同	同	一〇	同	
四分	同	四〇	三〇	同	同	一〇	同	
五分	同	五〇	三〇	同	同	一〇	同	
六分	同	六〇	三〇	同	同	一〇	同	
七分	同	七〇	三〇	同	同	一〇	同	
八分	同	八〇	三〇	同	同	一〇	同	
九分	同	九〇	三〇	同	同	一〇	同	
十分	同	一〇〇	三〇	同	同	一〇	同	

00011

三一子繩寸	七分	六分	五分	四分	三分五厘	三分	二分五厘
三子繩	三堅荷造繩繩繩	堅荷造繩繩	三堅荷造繩繩繩	三堅荷造繩繩繩	三堅荷造繩繩繩	堅荷造繩繩	堅荷造繩繩
同	同	同	同	同	同	同	同
一〇〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三五	三〇	二五
一六	二一八七	二〇八	二二一七二〇	二二一八五四	三二一〇八五	三〇	三一三八
一七五分	一同一七五分	同二尺五寸	二尺五寸	一七五分	同	同	同
一〇〇	一一一五五	二二〇〇	一二〇〇〇〇	一〇二二〇〇〇〇	一〇二二〇〇〇〇	三〇〇	一〇
二	二〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇
七〇〇尺以上	七七七五〇〇〇〇同尺以上	七〇〇〇〇〇〇〇同尺以上	七〇〇〇〇〇〇〇同尺以上	七〇〇〇〇〇〇〇同尺以上	七〇〇〇〇〇〇〇同尺以上	七〇〇〇〇〇〇〇同尺以上	七〇〇〇〇〇〇〇同尺以上

二 結束及梱包方法

一把ハ横二箇所ヲ友繩（所定ノ巻數中ヨリ戻シテ結束繩トス）ニテ結ビ所定ノ把ヲ以テ一束トシ友繩（三分五厘繩以上ハ三分以上ノ繩）ヲ以テ二廻リ横三箇所緊括スルコト但シ三子繩ニアリテハ一把毎ニ假縛ヲ施シ所定ノ把數ヲ組合セ友繩（所定ノ巻數ノ中ヨリ戻シテ結束繩トス）又ハ四分繩ヲ以テ二廻リ横二箇所（兩端）緊括スルコ

00012

ト
梶包ハ二分繩以下ハ十二束、二分五厘乃至四分繩ハ六束、五分繩以上ハ四束（但シ四分、五分三子繩ハ四束、七分三子繩ハ三束、一寸三子繩ハ二束トス）ヲ一梶トシ充分壓搾シ四分以上ノ繩ヲ以テ横二箇所ニ廻リ緊括シ、三子繩ニアリテハ更ニ縦及胴ヲニ廻リ横繩ニ引掛ルコト

蓮

一 規 格 標 準

品 名	等 級	目 數		幅	長 サ	耳 止 組	最低重量 一枚ノ 枚	結束枚數	枚梶 數包	備	考
		乙	甲								
大幅厚蓮(建蓮)	五八蓮	乙	甲	二一	三二一	三二一	三二寸	七〇	六〇寸	二〇枚	
特	三七蓮	二一	三二一	二一	二一以上	二〇以上	二八以上	三〇	三〇寸	一〇枚	
二二以上	三六蓮	二一	二一以上	二一	一九以上	一九以上	二八以上	七〇	六〇寸	一〇枚	
三一五	三七蓮	二一	一八以上	二一	一九以上	一九以上	二八以上	三〇	三〇寸	一〇枚	
六五	三六蓮	二一	一八以上	二一	二一以上	二一以上	二八以上	七〇	六〇寸	一〇枚	
四〇以上	三五蓮	二一	同	二一	同	同	同	七〇	六〇寸	一〇枚	
八〇〇以上	三四蓮	二一	同	二一	同	同	同	七〇	六〇寸	一〇枚	
五	三三蓮	二一	同	二一	同	同	同	七〇	六〇寸	一〇枚	
一〇	二二蓮	二一	同	二一	同	同	同	七〇	六〇寸	一〇枚	
二又一〇ハ〇	二一蓮	二一	同	二一	同	同	同	七〇	六〇寸	一〇枚	
本編ノコト	本編ノコト	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

耳毛四寸
織止ハ兩端及中央二
ヶ所以上ノコト
本編ノコト

00013

毛三六蓮		毛三七蓮		毛三九蓮		毛三七蓮		毛三九蓮		毛三七蓮	
乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲
二一	三二一	二一	三二一	二一							
一九以上	二一以上	一九以上	二一以上	一九以上	二一	一九以上	二一以上	一九以上	二一以上	一九以上	二一
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上	四五〇以上
五又ハ一〇	五又ハ一〇	二〇									
耳毛四寸 織止ハ兩端及中央二 ヶ所以上ノコト											

二 結束及梶包方法

結束ハ二分五厘繩ヲ以テ横二ヶ所ヲ廻リ緊括スルコト

梶包ハ三分五厘以上ノ繩ヲ以テ中央及兩端三ヶ所ヲ廻リ緊括スルコト

一規格標準

00014

品名		等級		地幅		蓮		仕立		方		最低重量		備考						
一號	二號	乙	甲	三二一特特上	三二一特特上	三二一特特上	三二一特特上	以上〇	二尺以上八	五尺八	片面以上〇	二寸〇	一寸五	三分〇	一分五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
五號	四號	三號	二號	二二一	三二一特特上	二二一	三二一特特上	以上八	二、五五	五、六	同	二、〇	一、五	三、〇	一、五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
號	號	號	號	以上五	以上六	以上七	以上七	以上四	五、三	同	以上四	二、〇	一、五	三、〇	一、五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
號	號	號	號	二、一〇	二、二五	二、四〇	二、四〇	以上五	四、八	同	以上四	二、〇	一、五	三、〇	一、五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
號	號	號	號	四、〇	四、八	五、三	五、三	同	同	同	同	二、〇	一、五	三、〇	一、五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
號	號	號	號	同	同	同	同	以上五	同	同	同	二、〇	一、五	三、〇	一、五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
號	號	號	號	以上五	以上五	以上五	以上五	以上五	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	一、五	三、〇	一、五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
號	號	號	號	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	三、〇	一、五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
號	號	號	號	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上	
號	號	號	號	一	一	一	一	一	二、〇	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上							
號	號	號	號	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	二〇〇以上	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上							
號	號	號	號	以上五	以上五	以上五	以上五	以上五	寸以内 内トス二	以上二七	三五〇以上	四五〇以上	六尺以上							

00015

文庫	一	以上九	三、〇〇	六、〇	同	以上三五	邊ヲ総合スルモノノトス	二枚ヲ丁字形ニ合セ五	二、〇	以上三二	五八〇以上

- (一) 織方ハ原則トシテ打藁一本織、織達一寸以内トス
 (二) 織止ハ原則トシテ三本編止トス
 (三) 口繩ハ必要ニ應ジ附スルモノトス

二 結束及梱包方法

結束八十枚ヲ一束トシニ一分五厘以上ノ繩ヲ以テ横ニケ所緊括スルコト

梱包ハ二十枚ヲ一捆トシ三分五厘以上ノ繩ヲ以テ横ニケ所ヲ二廻リ充分緊括シ更ニ縦ニケ所ヲ二本繩ニテ横繩ニ引掛ケ緊括スルコト用庭ノ結束及梱包方法ニ付亦同ジ

◆鳥取縣令第三十八號

鳥取縣藁工品検査手數料規則左ノ通定ム

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

繩一結束ニ付 一 錢
筵及呪一結束ニ付 二 錢

第二條 規則第十九條第二項ニ該當スルモノノ既納手數料ハ之ヲ還付セズ

第三條 規則第二十三條第二号ニ該當スルモノノ検査及規則第二十四條ノ検査ニ付テハ検査手數料ヲ徵收セズ

第四條 檢査手數料ハ規則第十七條ノ検査申請書ニ鳥取縣農產物検査手數料納收證票ヲ貼付シテ之ヲ納付スペシ

第一條 藁工品検査規則(以下規則ト稱ス)第十一條ノ検査手數料左ノ如シ

鳥取縣公報

第千四百三十九號

昭和十八年六月四日

(第三種郵便物認可)

一七

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東伯郡天神野耕地整理組合長左ノ通選任ノ件認可セリ
昭和十八年六月四日

告 示

◆鳥取縣告示第二百八十五號

健康保險法國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保険醫トシテ左ノ醫師ヲ指定セリ

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡東郷村大字田畑
組合長 益 田 傳 吉
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第二百八十七號

東伯郡倉吉町大字東仲町二六一八番地
藥劑師 河 本 重 治右者ニ對シ大正十五年十二月十九日醫藥用阿片販賣人ニ指定ノ處昭和十八年五月八日死亡セリ
昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第二百八十八號

產婆登錄名簿取消者左ノ如シ
昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

專門科名	診療所所在地	氏 名	指定年月日
婦人科	八頭郡船岡村大字 船岡一〇八五〇	菊川 益惠	昭和十八年 五月廿九日
耳鼻咽喉科	鳥取市本町二丁目	宇山 芳郎	同

◆鳥取縣告示第二百八十六號

内産婦人科	米子市中町二八	宮本 敏夫	同

◆鳥取縣告示第二百八十九號

住所 東伯郡由良町大字由良宿一二〇二番地

昭和十八年五月一日廢業ニ依リ同日付名

簿取消方出願ニ對シ同年同月二十日取消

野 田 た み 無

訂正

岡 田

翠

前住所 八頭郡若櫻町大字若櫻一九四番地

新住所 八頭郡若櫻町大字若櫻一一四〇四番地

昭和十八年五月十日轉住ニ依リ同月十四

日付名簿訂正方出願ニ對シ同月二十五日

訂正

岡 田

翠

前住所 鳥取市立川町四丁目二四〇一一番地

昭和十八年五月二十日廢業ニ依リ同月二

十日付名簿取消方出願ニ對シ同月二十五日取消

高 木 シ ヴ 二

第 八 九 一 號登録

昭和十八年五月三十一日

西 本 た ま 枝

大正十年一月十日生

◆鳥取縣告示第二百九十號

產婆登錄名簿訂正並ニ取消者左ノ如シ

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

彙報

都市女子青年 農村勤労奉仕

農繁期共同炊事・共同保育所へ

決戦下喫緊の要務たる國民食糧の増産確保を期する爲、縣、縣農會及其の系統機關、產業組合縣支會及其の系統機關、縣青少年團が主催者となり、國民皆勤本部協力の下に都市の女子青年をして農繁期共同炊事並に共同保育所に勤勞奉仕せしめて都鄙一体の協力体制確立を期し、且つこの實踐活動を通じて益々教養訓練の徹底を圖つて皇國女子青年の使命に邁進せしめることとなつた。

奉仕期間は成るべく共同炊事並に共同保育所の頭初より終了までの全期間とするが、全期奉仕不可能の場合は最低八日を下らぬ範圍に於て交替する。但しこの場合には全員入替を行はないで部分的に交替せしめる様にする。

奉仕者の送出に當つては勤労精神に徹し、心身共に健全

る一切の経費は豫め共同炊事、共同保育所開設の経費中に計上(關係方面に於てもこれが施設助成を考慮)するのであるが、奉仕團員に對する謝禮贈與等は行はないのである。

なほ奉仕團員は平素都會生活をしてゐることであるから、地元女子青年團員、地元部落民との懇談會とか、共同共業、共同生活等よりの交驩の機會を設け、農村及び農業に關する認識の昂揚に努め、且つ奉仕中の生活指導についても合宿中の行事日程とか作業日程によつて主催者側町村幹部や班長を中心確實に行ふことが肝要である。

(教學課)

食糧増産・貯蓄完遂・防空必勝

六月の常會徹底事項

六月の常會徹底事項は次の如く

- 一、國民皆勤で見事に食糧の大増産をやり遂げませう
- 二、皆で二百七十億貯蓄を完遂しませう
- 三、防空必勝の陣を固めませう

の三項目と決定した。切に縣民各位の實踐を望む次第である。

一、國民皆勤で見事に食糧の大増産をやり遂げませう

食糧増産の決戦期は今月です。増産へ敢闘する農村に都市からも援兵を繰り出しませう。

(イ) 都市の商業者を初め工場、礦山、事業場、事務所等に勤いてゐる農村出身者は男も女も、此の際差支へない限りそれゝ一時坂農し、又團体の動員にも參加し農村へ勤労奉仕に行くこと

(ロ) 作業は田植や麥刈や養蠶を初め共同炊事や托兒其の他農家の手助けをすること

(ハ) 團體で勤労奉仕する場合は自分の市町村の「食糧・増産指導部」に申込むこと

六月十五日から一ヶ月間は貯蓄強調期間です。此の期間

にして農繁期に於ける農村の奉仕に堪へ得る十八才以上二十五才までの女子青年を以て勤労奉仕班を編成するが、編成に際しては健康診斷を行つて傳染性疾患のあるもの等は除き、年齢、教育程度、性格等を考慮して班員を定める。又出勤前に合同訓練を行つて勤労奉仕精神の昂揚、奉仕地域や施設の實情認識、實際技能の修練、集團的訓練等を行ふことになつてゐる。一施設に對する出勤員數は共同炊事共同保育所各三人、兩施設をなすものには六人を標準とする。

請入側では部落團體に於て共同炊事、共同保育所開設の具体案を樹立すると共に町村農會に請入申出書を提出し、奉仕團員の宿舍等の準備をせねばならぬが、宿舍については人格高潔なる管理責任者を決定し、成るべく部落内の有志者の住宅内に合宿し得る安全な場所を選んで寝具其他諸般の用意をするのである。若し學校とか會館等を宿舎として利用する場合は管理責任者は常に奉仕團員と起居を共にする。

又、奉仕團員の旅費及び奉仕期間中の食事、宿舎に要する

の終るまでには目標の三分の一の「九十億貯蓄」をやり遂げて貯蓄の緒戦に勝ち抜きませう。

(イ) それには一層戦争生活に徹し「間に合せ」で生活の無駄を省き、副業や内職等で貯蓄源の産み出しに努めること

(ロ) 又賞與や臨時収入や種々の増加収入は成るべく全額を國債、債券の買入れ其の他の貯蓄に振り向けること

(ハ) 部落會や町内會や隣組では此の際各戸に貯蓄力に余力のある者には貯蓄の増額をすゝめること

三、防空必勝の陣を固めさせう

防空活動で最も大切なのは焼夷弾に對する防火です。次の要領を徹底しいざ空襲に備へませう。

(イ) 防火は最初の一時間—どんな焼夷弾でも直に水を周囲の燃え易いものにかけて延焼を防ぐこと

(ロ) 右の處置を有効にするため焼夷弾の種類に應じて次の處置を取ること

1. エレクトロニ焼夷弾—水で濡らした蓮類をかけ其の上に水をかけるか砂袋を投げつけて火を却えること

火勢の弱いものは速かにシャベル等で運び出すこと
2. 油脂焼夷弾—水で濡らした蓮類をかけるか、水或はバケツやシャベルで砂や土を投げかけて消すこと
3. 黄磷焼夷弾—かたまつて燃えてゐる黄磷は水や水で濡らした蓮類をかけ又はバケツやシャベルで砂や土をかけて消すこと。飛び散つて燃えてゐる黄磷は素手や素足では絶対に觸れないで水をかけるか水で濡らした火叩きで叩き消すこと

(ハ) 此の外焼夷弾に對しては次の注意をすること

天井裏に止つたら窓口か長棒で突き落し、又防火に不便なところにある時は窓口か長棒で他に移してから消すこと。黄磷は一旦消した後でも燃え出すから落ちたところは長時間警戒をすること

(ニ) 燐火管制は長期に亘ると日常生活に影響を及ぼすことから次の點に注意して遺憾なきを期すること

1. 各戸には必ず燈火管制の責任者を作つて不斷から訓練して置くこと

2. 外出する際は必ず燈火管制の處置を講じてから隣保

00021

で滯貨を「掃しませう」の項目を取り上げて次の「実施方策」が決定した。縣民各位は「承諾必謹」の精神を一層徹底

すると共に之が實踐を期されたい。

一、大詔に關する講話

當日午前六時三十分より十五分間「大詔に關する講話」の放送が行はれる

二、實踐事項

「國民皆勤で滯貨を一掃しませう」

決戦下重要物資の輸送を圓滑にすることは戦力増強上絶對必要である。農繁期の農村に直接食糧増産に當る人や勤労奉仕に行く人を除き、此の日を期して國民皆勤で各地方々々の鐵道の各驛、港灣其の他にある滯貨の一掃に當ること。此のため翼賛會の各級支部にあつては「重點輸送、滯貨一掃協力運動實施要綱」に準じ各地それ／＼適切な方策を樹て、實施すること

國民皆勤で滯貨を一掃

一、六月の大詔奉戴日実施方策

六月の大詔奉戴日は常會徹底事項とも關聯し「國民皆勤

七日午後七時三十分より二十分間「大詔奉戴日の實踐事項に關する講話」の放送が行はれる。

00022

◎週報・寫眞週報掲載内容(六月二十日發行)

○元帥の仇はきつと討つぞ

◆週報

- 國民動員計畫問答
- 大東亞戰爭の現勢
- 海軍豫備學生の手引
- 戦力增强安全生産

◆寫眞週報

- 皇后陛下帝都四ヶ所に行啓決戦下の銚後女性敢闘の姿をよく御覽遊ばさる
- 秩父宮妃殿下御視察の光榮に奮ひ立つ女性達
- お母さんの職場見學
- 鳴呼山本五十六元帥
- 元帥在りし日の英姿
- 闘志に燃え立つ生産工場
- 必勝の生産へ鐵壁の安全

昭和十八年六月四日印刷
昭和十八年六月四日發行

發行者　鳥取縣　鳥取市　東町
印刷所　鳥取縣　鳥取市　吉方町　坂
印刷所(西島19)　前田　印　刷　所